

# 令和2年三好市教育委員会1月定例会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

令和2年1月23日(木)

教育委員会1階 中会議室

開会 午後2時00分

閉会 午後3時00分

## (2) 出席委員の氏名

教育長 竹内 明裕

委員

植本 修子

委員 喜多 雅文

委員

深田 晃司

## (3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長

篠原 伸幸

生涯学習・スポーツ振興課長

宮岡 浩司

文化財課長

山崎 陽子

給食センター所長

近藤 嘉男

学校教育課長

宮内 一也

学校教育課指導主事

川人 正恭

学校教育課主幹

岡田 由紀

## (4) 傍聴人

### ▼傍聴人

0名

### ◆竹内教育長

ただいまの出席委員は3名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和2年三好市教育委員会1月定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。それでは報告事項に入ります。

## (5) 報告事項

### ◆竹内教育長

12月25日から本日までの主な事業を報告いたします。

1月3日、池田総合体育館のメインホールで成人式が行われました。成人を迎えられた239名のうち、201名が参加され、厳粛に挙行されました。今年から、会場をメインに移しましたが、ゆったりとした広さと、保護者なども観覧席で見ることが出来て好評であったと思います。

1月4日から6日までの3日間、第66回徳島駅伝が行われました。初日のスタートダッシュもあり、8位入賞で終わることができました。特に中学生は、4つの区間賞、また、三野中学校3年の佐賀匠君が新人賞を獲得する等の活躍で総合第2位というすばらしい成績でした。解団式でそれぞれの選手たちのコメントを聞きましたが、自分の成績に満足した人はほとんどおらず、次への目標を述べていました。来年も楽しみにしたいと思います。

1月8日、9日に各学校の校長先生から年度末の人事に関する要望を聞く人事ヒアリングを実施しました。児童生徒数の減少によって、定数が減り、重ねて教職員の高齢化などの課題が多く、現場が苦勞している実情を聞くことができました。特に、小学校では、中堅の男性教員が非常に少なく、体育主任や教務主任が不足している現状となっております。

21日・22日の県教委一次面接では、そのあたりのことについて強く要望をいたしました。

私からは以上です。行事予定につきましては、欄外記載の通りです。今後は、人事異動関係の予定が続くようになっております。また、2月の定例教育委員会の開催についてですが、2月17日（月）14時からと考えておりますが、ご都合はいかがでしょうか。その他、報告について質疑があればお願いします。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

続きまして令和元年度就学援助費対象者の認定についての報告を行いたいと思います。個別の交付対象者についての報告になりますので非公開としたいと思います。

《 非 公 開 》

◆竹内教育長

それでは非公開を解除いたします。

《 非 公 開 解 除 》

(6) 承認事項

令和元年三好市教育委員会12月定例会会議録の承認について

◆竹内教育長

続いて承認事項に移ります。「令和元年三好市教育委員会12月定例会会議事録の承認について」を議題といたします。事前に送付しております議事録について、訂正箇所はございませんか。

◆岡田主幹

訂正箇所はございません。お手元にお配りした通りです。定例会終了後に署名をお願いします。

◆竹内教育長

それでは、「令和元年三好市教育委員会 12 月定例会会議事録」については承認いたします。

(7) 議案

第 1 号 三好市教育委員会表彰規則について

◆竹内教育長

続きまして議案に入ります。議案第 21 号「三好市教育委員会表彰規則について」を議題といたします。関係課より説明をお願い致します。

◆宮内課長

学校教育課宮内です。三好市教育委員会表彰規則、議案第 21 号について説明致します。三好市合併以来、三好市教育委員会における学校等の表彰の実績について調べてございます。三好市の表彰規則につきましては、定例会資料最終ページに現行規則を載せてあります。

この現行規則に従いまして、合併以来表彰を行っているわけですが、実績としましては現在までに野村総研さん、志摩久美子さんの 2 件について実施しています。合併以来時間が相当経っておりますがこの 2 件をのみの実施になります。

私この 4 月に異動できまして、岡田主幹と表彰につきましてもう少し活性化させることができないか検討して参りました。規則の内容としては形態が古いので、岡田と相談して改めさせていただきました。

2 番の規則を改める目的をご覧いただきますと、今後さらに表彰制度を充実させ広く表彰することで教育委員会から功績のあった者に関しても表彰すること、さらなる教育の振興、表彰者のさらなる励みに繋がるものを実現するという目的をもちまして、規則の内容を一新して基本的な制度を設計していくということで今回の規則改正案を提出してございます。

規則の主な内容を説明させていただきます。

第 1 条がまず目的でございまして、この規則は三好市の学校教育及び社会教育の振興発展に貢献したものを表彰し、または感謝状を授与することを目的としております。

続きまして第 2 条では児童と生徒についての表彰について規定しております。教育委員会の所管する学校の児童、生徒又はその団体で次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が適当と認めるものは、これを表彰することができるということで、「有益な調査研究、発明発見又は工夫考案したもの」、「文化、スポーツ、芸術及び文学等において特に優秀な成績を収めたもの」、「生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とする行為のあったもの」です。「前 3 号に定めるもののほか、表彰に値すると認める成績又は行為のあったもの」となっています。

第 3 条につきましては職員の表彰ということで、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員又は職員の団体であって、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が適当

と認めるものは、これを表彰することができるとしています。「職務上の功績が特に顕著なもの」、「業務上の災害を未然に防止し、又は災害に際して特に功労のあったもの」、3号で「これに準ずるもの」としております。

第4条におきましては、学校その他の教育機関、教育関係団体その他の団体又は個人であって、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が適当と認めるもので、教育の振興発展に貢献して、その貢献の顕著なものとしております。

第5条は表彰の方法です。表彰は表彰状を授与して行い、記念品を贈呈することができるとしております。

第6条は追彰ですが、表彰を受けるべきものがその表彰前に死亡したときは、追彰し、その遺族に対し表彰状等を贈呈するとしております。

第7条は感謝状の授与ということで、これは以前の規則にはございませんでしたが、感謝状としまして「教育委員会は次の各号のいずれかに該当するものに対して、感謝状を授与することができる。ただし、第2条から第4条までの規定により表彰の対象をなるものは、感謝状の授与の対象としないものとする。」とします。「教育の分野で特に他の模範となる活動を行った者又は団体」、「教育事業に対して私財を寄付した者又は団体」「教育委員会が感謝状を授与することが適当であると認めたときは、この限りでない。」としております。

続いて第8条、表彰の時期ということで、表彰は毎年3月に行うと定例で定めていますが、「ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときはこの限りでない。」といった規定をさせていただいておりますので、3月にしないこともできますし、臨時に行うことも可能です。また市の周年記念に合わせて行うことも可能であり、感謝状につきましては、臨時に授与するものとするとしております。

第9条は表彰等の決定でございますが、表彰及び感謝状の授与につきましては、教育次長又は教育委員会の所管に属する学校長の推薦があったもののうちから教育長が選考し、教育委員会の会議により決定します。

第10条は条適用除外としまして、この三好市教育委員会の規定により表彰されるべきものが、三好市表彰条例（平成18年三好市条例第6号）又は三好市職員等表彰規定（平成19年三好市訓令第9号）の規定により表彰される場合は、この規則に基づく表彰は行わないとしております。

第11条が表彰等の失効ということで、表彰や又感謝状を授与されたものに対して虚偽の申し立てや不正があった時、懲戒処分を受けた時には取り消すことがあります。

最終条、委任規則としまして、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定めるとなります。令和2年2月1日から施行するとしまして、以前の規則を廃止します。

もう一枚の資料をご覧ください。教育委員会表彰規則についてという事ですが⑦検討事項ということで、判断が難しいことがあるだろうと想定されます。特異な例を除き、一定の基準が必要かどうかということでございますが、市の表彰条例によるものは対象外となりますので、市の表彰条例の基準に満たないものを設定していかなくてはなりません。設定が難し

いと思います。

その横のページには市の表彰条例が載っておりますが、市は功労表彰が第3条にございまして、第5条に特別功労表彰が載っておりますが、これにおいてはスポーツ、芸術、文学等において、全国又は国際の大会等で特に優秀な成績をおさめたものというのが基準になりますので、今回教育委員会の定める規則は対象よりも下の対象で設定と考えていく必要があります。また、学校においては校長先生が積極的に推薦することも予想されますので、推薦があったもの全てについて表彰できないという場合は選択に苦勞しないか、あれは選ばれたのに、これが選ばれないというようなことが生じるであろうと思います。

また各種団体からの表彰の要望が多い場合は対応が困難になり、特に申請があったのに表彰を行わないとした場合は不満が残ってくるのではないかと思います。あとは市長部局とのバランスなど、検討を要する事項は多いというふうに考えております。

⑤2019年度における実施ということで、今申し上げたような検討事項についてある程度環境が整う様であれば、学校や教育委員会内部組織に照会させていただいて、推薦、表彰の流れができて参りますが、先程の検討事項が解消しないと本格実施というのは難しいと思っております。⑤の一番下に記載させていただいておりますが、「なお、今年度の表彰環境が整わない場合にあっても、どうしても今年度中に表彰したい案件がある場合は、教育次長の推薦により対応する。」ということで考えてございます。

具体的な例としましては、別添資料のとおりです。

(省略)

◆宮内課長

県議会の表彰というのは教育委員会表彰規則の11ページに県議会の表彰要綱を載せております。三好市の方での表彰はいままでに2件と寂しい表彰数になっておりまして、積極的にもっと子ども達を表彰してあげたいというのが教育委員会としての思いです。キャリア教育と言われておりますのでこういった表彰を励みに今後も頑張っていけるよう考えていきたいと思っている次第でございます。

今後、教育委員会として積極的に取り組んで行こうということで、規則の内容を改めさせていただきました。以上でございます。よろしく申し上げます。

◆竹内教育長

ただいまの件についていかがでしょうか。

◆喜多委員

この表彰というのはいつ頃から始まったのでしょうか。

◆宮内課長

平成18年3月1日に規則ができていますので、合併時と同時です。

◆喜多委員

合併時からまだ2人しか表彰されていないということですか。

◆宮内課長

はい。規則にありますように、三好市は長年市長をしたり、教育長をされたり、教育委員さんも第5号でかかってきますが、このようにある程度この人と決まっています。これについては周年で表彰させていただきました。

それと第5条の特別功労賞という部門を使いまして、リバーフェイスの方々も表彰したことはございます。パラリンピックの選手もこの第5条に特別功労賞で認定させていただいたことがございます。

◆喜多委員

今の教育委員会の規則についてということですよ。合併以来の教育委員会としては、野村総研さんと志摩久美子さんの2件と物凄く少なかったんですね。

◆竹内教育長

先程課長が言いました様に、基準が非常に難しいです。

◆喜多委員

それと兼ね合わせてもらえるというような市教委としての実績を残していくという考え方があるのかなと思います。難しいですよ。

◆植本委員

市報に掲載し紹介されたりはしていないのでしょうか。

◆岡田主幹

市報は毎年、3月号で活躍した子ども達という事で見開きページで載せさせていただいております。県レベルの最優秀賞でしたらお名前と学校名と学年、何のコンクールで賞を取ったのかを掲載します。全国レベルで優秀な成績をおさめたり、そこに参加した生徒等は写真とコメント付きでここ3、4年程は掲載させていただいています。

◆喜多委員

重複しすぎてしまう心配もありますが、表彰の対象となる先生がいるのではないかなと思います。努力している先生が認められることは今までにあまりなかったかなと思います。生徒等を指導された先生方もやはりどこかで日の当たるところがあってもいいのではないかなと感じました。ただ、それを考えますと基準が物凄く難しくなりますので大変だと思います。

話を変えてもよろしいでしょうか。第8条と第9条についてお聞きしたいのですが、第8条の表彰を毎年3月に行うとあります。これは年度内を基準にしているのでしょうか。先程私が申しました、指導者というのは積み重ねが大きなものであると思いますので、年度単位で考えていくのか、それとも積み重ねてきてこの年に表彰されるという形なのかを知りたいと思います。それから第9条のところ、学校長の推薦ということは、小中学校だけなのでしょうか。幼稚園は教育委員会の管轄としてこの辺りはどうなのでしょうか。

◆宮内課長

時期が3月ということで年度単位なのかということですが、事案によっては、ある程度積み重ねてきているものに対する表彰もあるだろうと思いますし、生徒の例であれば卒業してしまう方に対して在学中の年度内に表彰をという事になりますので、どちらもあると思いま

す。

それから幼稚園は、第3条にあります。教育委員会所管に属する学校という事で定めさせていただいています。三好市の学校ということなのですが、幼稚園も含まれます。

他のところの規定を見ますと、法令上の学校を規定しているものもありますが、うちは広く学校という範囲に入ればと考えました。幼稚園につきましては学校という事で、対象にしたいと考えています。

◆喜多委員

ありがとうございます。

◆深田委員

第2条のところに、「児童、生徒又はその団体」となっていますが、そこに「園児」と入れますとはっきりするのではないかなと思いますでしょうか。

◆宮内課長

そのとおりです。実は園児の表彰規定はあまり見受けられません。表彰される感覚がまだ芽生えていない可能性があるというのがあるのかもしれませんが、幼稚園を対象にはしますが、園児はひよっとしますと表彰にはまだ適正しないのかなとも思われます。

◆植本委員

小学1、2年生でも表彰されたからといってあまり喜んでいません。子どもは「そうなんだ」というレベルで理解はしきれていないと思いますが、親は嬉しいものです。

◆深田委員

幼稚園児対象のコンクール等はないのでしょうか。

◆岡田主幹

あまり出品されていないのではないのでしょうか。

◆宮内課長

幼稚園児の文言を入れておいても問題はありませぬので、修正案に入れておきましょうか。

◆喜多委員

「児童」に園児も含まれると聞いたことがあります。

◆岡田主幹

県教委の要項は「幼児、児童、生徒」と表記されています。

◆宮内課長

「幼児」という表記の方が良いのでしょうか。訂正案に「幼児」という文言を入れさせて頂きまして、次回の定例会でお配りさせていただきたいと思います。

◆喜多委員

「園児」で良い様な気がします。「幼児」は幅広くなるのではないのでしょうか。

◆岡田主幹

以前、幼稚園管理規則を改正したときは、これから幼稚園へ入ろうとする広く捉えたものを「幼児」にしまして、入園されてからの子どもを指しているのが「園児」という捉え方を

しました。

◆竹内教育長

「幼児」と入れておいて表彰してあげるといいと思います。幅広い規定にしておいて、必要があればできるという形にしておく方が良いのではないのでしょうか。

◆宮内課長

「幼児」で修正案を作成したいと思います。よろしくをお願いします。

◆竹内教育長

本案は原案のとおり決定するという事にご異議はございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号「三好市教育委員会表彰規則について」は三好市教育委員会表彰規則については原案のとおり可決されました。

(8) その他

◆竹内教育長

その他という事で、何かございませんか。

◆山崎課長

文化財課山崎です。国の重要文化財の実施についての報告をさせていただきます。12月27日官報にて文化財を重要文化財に指定する件です。文部科学省告示第113号、これは徳善家主屋を重要文化財に指定する件です。文部科学省告示第114号、これは木村家住宅隠居屋の追加指定が告示されましたので、ご報告をさせていただきます。

◆竹内教育長

その他ございませんでしょうか。

◆竹内教育長

それでは他ないようでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年三好市教育委員会1月定例会を閉会いたします。お世話になりました。